特 集

考えよう! シェアリングエコノミー

昨今、いわゆる業法分野に対し、スポットライトが当たり始めています。特に平成30年6月15日に施行された、いわゆる民泊新法は、施行前から規制の在り方について、様々な報道がなされています。しかし、そもそも民泊はシェアリングエコノミーの取り組みの1つにすぎません。一般的には訴訟を中心とした業務を行っている弁護士がシェアリングエコノミーに適用されるような直接業法に関わる機会も少なく、編集部もシェアリングエコノミーとはなんぞや?ということから勉強させていただきました。本号においては現場で活躍しているインハウスの先生方を中心に、記事の作成だけでなく、構成も含め多くのご協力をいただきました。

普段の特集とは視点を変えて、業法の法律的な解説ではなく、最前線のビジネス等でのシェアリングエコノミーの位置づけを取り上げ、その分野のダイナミックな動きをお伝えすることを中心にしています。

シェアリングエコノミーとその課題

石原 遥平（64期）
●Yohei Ishihara
第一東京弁護士会会員

〈略歴〉
2011年　弁護士登録(第一東京弁護士会)
弁護士法人 淀屋橋･山上合同入所
2016年～　株式会社スペースマーケット参画（出向）
一般社団法人
シェアリングエコノミー
協会事務局、
シェアリングエコノミー
認証制度統括ディレクター

1 シェアリングエコノミーとは

モノに溢れた成熟社会においては、事業者がモノを作り、消費者が買い、これを所有することに人は対価を支払う経済から、所有のためではなく、モノを媒介したサービス・体験やモノの利用に対して人々は対価を支払う新たな経済が成立しており、シェアリングエコノミーはその代表格である。

シェアリングエコノミーとは、日本語に直訳すれば「共有経済」である。このように日本語に翻訳すると民法上の「共有」（第249条～）を想起する方が多いかもしれないが、いわゆるシェアリングエコノミーの概念はそれに限らない。持分に応じた使用や共有物の変更・管理に関する規定は、「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利」という意味での所有権（民法第206条）と比較した場合の概念である一方、シェアリングエコノミーは、個人の所有物のアイドリングタイムを活用して他者に貸し出して少額の賃料を得る場合もあれば、自らの遊休時間を使って独自のスキルを提供して報酬を得たり、自ら企図するプロジェクトについてインターネット上で資金を募る直接金融に繋げるなど、非常に幅の広い概念である（図表1）。

図表1　シェアリングエコノミー領域map（一般社団法人シェアリングエコノミー協会作成）

2 現代が直面する社会課題とその背景

1 課題先進国日本

周知のとおり日本の総人口は既に減少し始めており、2030年の1億1,913万人を経て、2053年には1億人を割って9,924万人、2065年には8,808万人になるものと見込まれている。また、生産年齢人口（15～64歳の人口）は、1995年をピークに減少に転じており、2015年は7,629万人であった。割合としては、2010年の63.8％から減少を続け、2017年には60％台を割った後、2060年には50.9％となるのに対し、高齢人口（65歳以上の人口）は、2010年の2,948万人から、団塊の世代及び第二次ベビーブーム世代が高齢人口に入った後の2042年に3,935万人とピークを迎え、その後は一貫して減少に転じ、2060年には3,464万人になると言われている。そのため、高齢化率（高齢人口の総人口に対する割合）は2010年の23.0％から、2065年には38.4％、すなわち約2.6人に1人が65歳以上となることが見込まれている[*1]。

このように世界に先駆けて本格的な人口減少社会・少子高齢化社会を迎える日本においては、破綻する地方自治体が出てくるほどの財政難や、待機児童や都心の人口過密問題など、持続可能な社会に向けて新たな仕組みづくりが必要であり、それらの課題解決の有効策となり得るのがシェアリングエコノミーの活用である。

しかし、日本・米国・英国・ドイツ等の各1,000人のモニターを対象にしたアンケート調査（平成28年版情報通信白書）によれば、日本人のシェアリングエコノミーの認知度や利用意向、利用率が諸外国の国民に比べて総じ

*1　http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/s1_1_1.html
http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc135230.html
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2012/zenbun/s1_1_1_02.html

て低いことが明らかになっている。中でも、「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という理由をシェアリングエコノミーのデメリット・利用したくない理由として挙げる比率が著しく高いことが判明した。

また、平成29年5月にPwCコンサルティング合同会社が実施した「国内シェアリングエコノミーに関する意識調査 2017」によれば、「行政による規制やルールの整備・強化が必要である」と回答した人が半数を超えていたことが明らかになり、これらの不安感をどのように払拭するのかという課題も浮き彫りになった。

2 課題の背景

このような国民の利用動向や意識の背景には、急拡大した資本主義による「歪み」があると考えられる。具体的には、これまでは、事業者がモノを作り、消費者が買い、これを所有することに人は対価を支払うことで経済は成り立っていた。そこでは、事業者・行政VS消費者という構造で物事が捉えられ、どのように消費者を保護するのか、どのように消費者の権利を守るのかという点ばかりに焦点が当てられ、時には過剰とも思われるような法規制や制度設計がなされ、また、法律が制定された当時には立法事実が妥当していたような場合も科学技術の進歩によって当該立法事実が当てはまらないような状態になっているまま、既得権者によっていわゆる岩盤規制が守られているような事態が生じていたのである。

3 課題解決のアプローチ

1 公助から共助へ

急速な高齢化、都市圏に偏った人口分布、財政難など、全国の自治体は今、共通の課題を抱えている。その課題の1つとして、自治体における公共交通や公営住宅などの社会サービスの提供の要否がある。需要がある限り社会サービスを維持し続けるというのがこれまでの一般的な考え方だったが、実際に財政破綻した自治体も出てきてしまったことを考慮すると、これからは自治体に頼らずに解決できる問題は自分達で解決するという考え方に移行していかざるを得ない。

2 安全・安心の仕組みづくり

また、前述のとおり、「事故やトラブル時の対応に不安がある」という理由から、諸外国と比較してシェアリングエコノミーの認知度や利用意向、利用率が総じて低いといわれており、シェアリングエコノミーに対する正確な理解が足らないことが原因で一歩目が踏み出せていない人が多いと思われる。

そこで、業界ルールとしての自主規制の柔軟性を活かしつつ政府の示すガイドライン等によりリスクを最小化し、現時点で一義的な回答や線引きが困難な問題に対応することができる、いわゆる「共同規制」と呼ばれるハイブリッドなソフトローによるアプローチによるシェアリングエコノミー認証制度が創設された。

認証制度は、各サービスを「一般」（全てのシェア事業者に求められるもの）、「安全性」（生命・身体に危害を与える可能性があると自己評価した場合に求められるもの）、「適法性」（明らかな法令違反の有無の調査の結果、法令違反とならない根拠を明確にできない場合に求められるもの）の3つのカテゴリーに分け、政府（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）が策定したシェアリングエコノミー・モデルガイドラインにおいて示された次の6つの「遵守すべき具体的事項」をクリアしているか否かを判断し、一定の安心・安全を担保しようという試みである。

①登録事項

シェアリングエコノミーは個人によるサービス提供が基本であるため、提供者と確実に連絡が取ることができることが重要である。

②利用規約等に関する事項

実際のサービス提供の主体である「提供者」の行動を適切にコントロールすることが肝要であり、そのためにはプラットフォーマーが

定める利用規約等の内容やその実効性が大きな意味を持つ。

③サービスの質の誤解を減じる事前措置に関する事項

利用者が、注意深く、適切にサービスの目利きをすることができるようにするため、サービスの質、内容が明瞭となるようにし、誤解のないようにする必要性も高い。

④事後評価に関する事項

提供者の信用を可視化することも必要であり、提供者も利用者を自由に選ぶことができるように、シェアリングエコノミーの根幹をなす「レビューシステム」を原則として要求する。

⑤相談窓口及びトラブル防止に関する事項

シェアリングエコノミーの安全性・信頼性の向上を図る観点からは、プラットフォーム事業者において、相談窓口を通じて提供者及び利用者間のトラブルや第三者のトラブル解決に向けて最大限努力することが重要である。

⑥情報セキュリティに関する事項

プラットフォーム事業は、個人情報や決済に関わる情報等適切な取扱いを要する情報を集約することが多いため、情報のセキュリティを確保する要請が高い。

なお、当職が事務局を務める一般社団法人シェアリングエコノミー協会は、モデルガイドラインに更に上乗せする形で独自に設けた自主ルール（認証基準）として、⑦納税促進のための施策を実施していることや、⑧現時点で法規制がないサービス内容だった場合でも、法規制等の状況を注視し、速やかに対処するための役割・責任/権限に関する体制の整備等を要求した。

この認証制度は、まだ運用開始後約1年が経過したところであるが、2018年7月末日時点で17社18サービスを認証しており、年内に更に複数サービスが認証される予定である。

4 目指すべき社会

腕時計が時を刻む機能としての価値から、所有していることの価値へと価値の基準が変化してきたように、所有していることの価値から、いかに効率的にモノを利用し、体験し、共感し、幸福度を高めるかという点に人々の価値観が移り始めている。

このような社会においては、自治体との連携や、一定の安全・安心の仕組みがプラットフォーム側にあることを担保する仕組みが重要となると同時に、利用者、提供者によるプラットフォーマーの監視・育成、更にはプラットフォーマーによる適正なプラットフォームの整備という全てのステークホルダーによる不断の努力が必要である。特に利用者は、既存サービスの置き換えという認識や、これまでの「消費者」という意識ではシェアリングエコノミーを適切に使いこなすことは困難である。農耕民族として日本に昔からあった助け合いの精神に、ICTの利活用により人の信用が可視化され、信頼関係や誠実さが重視される現代の特殊性をうまく捉えて、日本独自の、日本人にとって使いやすいシェアリングエコノミーを我々自身の手で作り上げていくという意識が必要である。

プラットフォーマーがいかにして悪意ある提供者及び利用者を排除し、品質の不均一性・不統一性を利用者に理解させて期待値をコントロールすることにより個人間トラブルをどう少なくするかという予防の観点も重要だが、それと同等に、日本独自の、日本人にとって使いやすいシェアリングエコノミーを構築するためには、トラブルが発生したときの対応にどこまでプラットフォーマー側が関与し、適切な「落としどころ」を探るかという観点も重要である。プラットフォーマーは単なる場貸しサイトであって責任は限定されているという従来からの議論に甘んじるのではなく、提供者や利用者にとって使いやすいプラットフォームとは何かという顧客目線を忘れず、日々発生する問題に立ち向かい、その時々における社会情勢や技術水準に応じて適切に対処する覚悟とそのための体制の整備が必要であろう。

地方自治体における シェアリングエコノミーの取り組み

編集部は、シェアリングエコノミーに積極的に取り組んでいる全国の自治体の中から東京都渋谷区と岩手県釜石市にフォーカスし、インタビューを行いました。渋谷区は、2017年6月、シェアリングエコノミー協会と連携協定を締結し、シェアリングエコノミーを活用した地域社会的課題の解決を推進しています。また、釜石市は、2016年10月、地方自治体として初めてAirbnb社との間で観光促進に関する連携協定を締結し、民泊を推進しています。

山下 俊浩
●Toshihiro Yamashita
渋谷区経営企画部
シェアリングエコノミー推進担当課長

編集部　渋谷区がシェアリングエコノミーに着目した経緯、具体的な取組事例を教えてください。

山下　渋谷区は、多くのシェア事業者が本拠を構え、様々な分野で多様なシェアサービスが展開されている「シェア」の文化が根付いた街といえますが、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、この「シェア」を活用することを検討するため、渋谷区は、2017年6月、一般社団法人シェアリングエコノミー協会と連携協定を締結したほか同年9月、経営企画部に新たに「シェアリングエコノミー推進担当」を設置するなどシェアリングエコノミーの推進に積極的に取り組んでいます。

これまでの具体的な取組事例として、コワーキングスペースへの一部施設の提供やコミュニティサイクル事業の開始など、区政に「シェア」を取り入れたサービスを展開しているほか、シェアリングエコノミー協会やシェア事業者、NPOや地域の団体などと意見交換を重ね、渋谷らしさをもったシェアリングエコノミーの在り方を検討しているところです。

編集部　自治体がシェアリングエコノミーに取り組む意義は何でしょうか？

山下　海外の研究（リンダ・グラットン氏の著書『ライフ・シフト』で引用されている研究）では、2007年に日本で生まれた子どもについて、107歳まで生きる確率が50%とされています。このような「人生100年時代」の到来により、少子高齢化・労働力不足・介護問題など、ますます複雑化・困難化・多様化する社会的な課題へ対応するためには、「教育→労働→引退」を前提とした社会システムを抜本的に改め、日本全体を画一的なライフスタイルからマルチなライフスタイルに変えていくことが不可欠なのではないかと思います。仮に、シェアリングエコノミーの定義を「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」とすると、前述した社会的な課題に対応するためには、経済活性化活動を伴わない「共助」の仕組みづくりも目指した、いわば広義のシェアリングエコノミーの普及をいち早く推し進める必要があるものと考えています（図表2）。このような仕組みづくりは、自治体のみでは不十分であり、産官学民が一体となって推進していくべきだと思います。

編集部　シェアリングエコノミーの普及に向けた課題を教えてください。

山下　シェアリングエコノミーを利活用することによって新たな体験をし、また、経済的なメリットを得るなど、豊かな暮らしを享

受し始めている個人は既に存在しています。しかし、「シェア」の文化が根付いた渋谷区にあっても、シェアリングエコノミーに対する心理的不安などが障壁となり、シェアリングエコノミーの利活用者はまだまだ限定的であるように思います。また、スペースやモノのシェアに比べ、スキルシェアの利活用の進展はやや遅れているように感じられます。このような課題を解決するためには、全てのリソースを結集して、あらゆる世代の暮らしに「シェア」が当たり前の社会を構築していくことが必要であると考えます。そのためにも渋谷区は、シェアリングエコノミーの持つ特性の1つである「経済活性化活動」だけにとらわれず、これまで交わることがなかった個人と個人を結びつけ、「共助」の精神を育むことを通じてシェアリングエコノミーの普及に今後も取り組んでいきたいと思います。

図表2　シェアリングエコノミーの本質

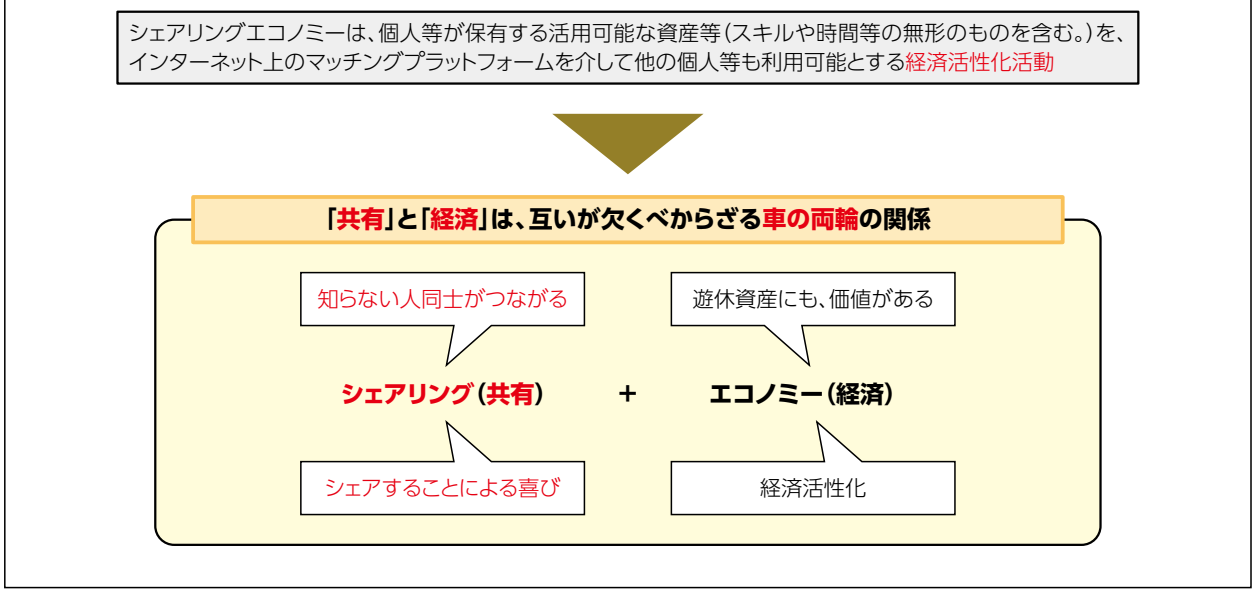

石井 重成
●Kazunori Ishii
釜石市総務企画部
オープンシティ推進室室長
内閣官房シェアリングエコノミー伝道師
総務省地域情報化アドバイザー

編集部　釜石市は、民泊も含め様々な先進的な取り組みを始めていますが、その中でもなぜ民泊に着目したのか、教えてください。

石井　釜石市は、2011年3月の東日本大震災により、死者行方不明者が1,000名を超え、大きな被害を受けました。釜石市では、震災前から人口減少・少子高齢化が進んでいましたが、震災によって人口減が加速的に進み、2014年の人口が約36,000人であるのに比し、2040年には約21,000人になってしまうという危機的状況にあります。そこで、釜石市では、2011年に、東日本大震災による被災地域の早期復興と新しいまちづくりに向けた「復興まちづくり基本計画」（10年）を策定しました。我々は、この基本計画に基づく復興プロセスで得た多くのボランティア・地域関係者の方々との「つながり」をヒントに、2016年6月には復興後の持続可能な地域社会の在り方を掲げた「釜石市オープンシティ戦略」を策定し、様々な取り組みを進めています。この戦略は、「活動人口（コミュニティ活動・経済活動へ積極的に参画する市民）」や「つながり人口（観

光客以上、移住者未満に関わりを有する人材・企業)」を増加させ、もって人口減少の緩和を目指すものです。

釜石市は、震災前から農林漁家民泊に取り組んでおり、実際に農家での生活をとおして、釜石のファンを地道に増やし続けてきたという実績もあるので、「つながり」を築く1つの手段として民泊を活性化させたいというのが、釜石市の考え方といえます。

編集部　2016年10月にAirbnb社と連携協定を締結しましたが、当時はまだ住宅宿泊事業の制定前であり、これから日本で民泊がどのように扱われるか不透明な時期だったと思います。なぜそのような時期にAirbnb社と提携したのでしょうか？

石井　一番大きな理由は、2019年9月に控えるラグビーワールドカップ開催にあります。釜石市は、東北唯一の開催地として、東北の復興した姿を世界に発信し、ご支援いただいた皆様に感謝を示したいと考えています。しかし、開催予定会場であるスタジアムが約16,000人の収容を予定していることに比して、市内の宿泊キャパシティは1,400人程度と、想定される来訪者を受け入れる数には遠く及ばないという現実があります。この現実を見据えつつ、1人でも多くのラグビーファンに釜石市を訪れていただくためにも、釜石市における民泊提供者を少しでも増やしたいと考えています。釜石市は、Airbnb社と提携し、英語での釜石市ガイドブックの作成や、Airbnb利用者から高い評価を受けている地方のホストを招いた勉強会を行うなどしています。また、Airbnb社のリーチ力を生かしたクラウドファウンディングを計画するなどして、市が所有している公共施設を民泊用の施設としてリノベーションすることなどもこれから進めていきます。

編集部　ラグビーワールドカップでの来訪者受入れに向けて、現在の課題を教えてください。

石井　まだまだ民泊提供者が少ないということが一番の課題です。住民に対する説明会を開くと、皆さんやってみたいという気持ちを持っているものの、英語でのコミュニケーションなどに対しての不安が強く、一歩を踏み出せないという方が多いです。そこで、各家庭のペースにあった頻度や形で安心して民泊を提供できるように、市内3地域を民泊推進地域とし、地域ごとにコミュニティーサポーターというコーディネーターを配置することとしています。このコーディネーターが、家庭の状況を踏まえつつ、民泊家庭の新規開拓や旅行者とのコミュニケーションをサポートしていくことで、持続可能な受入れの体制づくりの構築を目指しています。

編集部　民泊以外のシェアリングエコノミーの取り組みについて教えてください。

石井　2017年11月、釜石市を含む全国15の自治体がシェアリングエコノミー協会によって「シェアリングシティ」認定を受けました。釜石市では、Airbnb社との連携のほか、COGICOGI社との連携を通じたシェアサイクルポートの三陸鉄道釜石駅への導入及び街中の移動手段提供、シェアのり社と連携した個人所有のカーシェアを通じた来訪者への移動手段提供の実証実験を行いました。釜石市は、地域内外の「つながり」をデザインし、真に開かれた地域を目指し、シェアリングエコノミー推進等を通じて、オープンシティという理念を具現化するような取り組みを今後も進めていきたいと考えています（図表3）。

図表3 オープンシティ構想の全体像

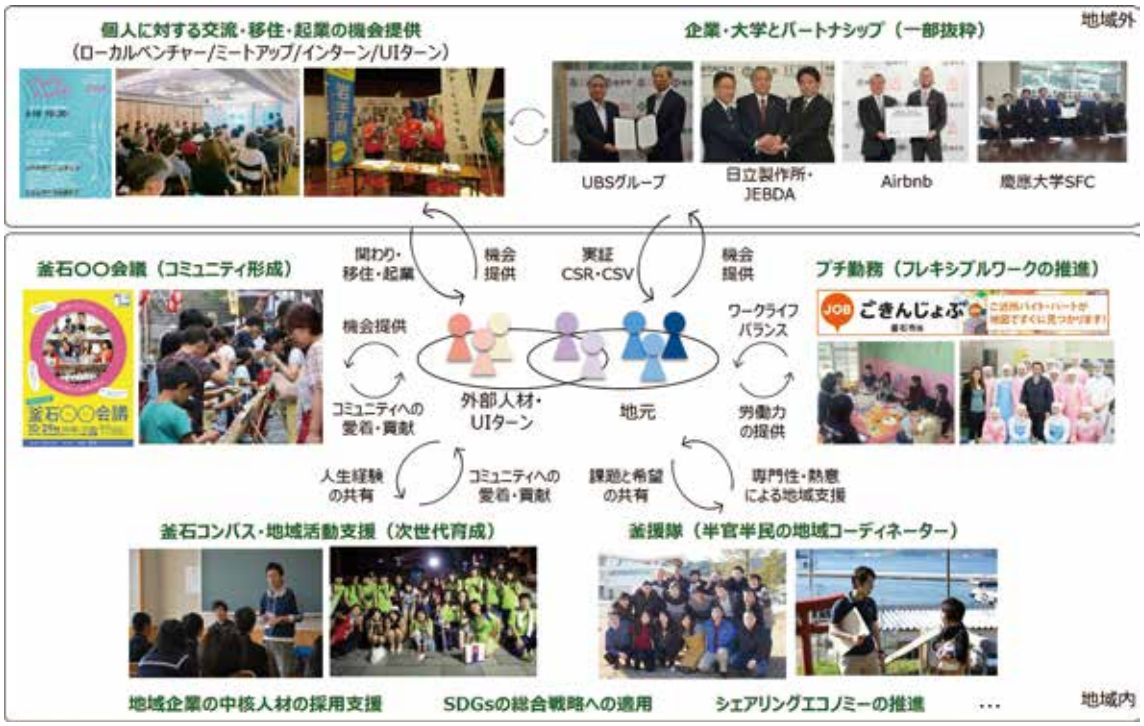

住宅宿泊事業法の本質
～「次のシェアリングエコノミー規制」の試論～

渡部 友一郎（62期）
●Yuichiro Watanabe
当会会員
Airbnb（エアビーアンドビー）
シニアカウンセル
日本組織内弁護士協会 理事 兼 事務次長

〈略歴〉
2009年　弁護士登録（当会会員）
フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所、
株式会社ディー・エヌ・エー（DeNA）
を経て
2015年8月～　現職

1 Legalization（リーガライゼーション）に注力する米国新興企業

「Legalization（リーガライゼーション）」。日本の弁護士にはまだ馴染みの薄い言葉だ。

今、米国カリフォルニア州のベイエリア*1を拠点として、「イノベーティブ（革新的）なサービス」により人々の生活を豊かに一変させるサービスを展開している新興企業は枚挙に暇がない。あっと驚くような、斬新なサービスが世界を席巻している。これらの新興企業にとって、米国を含む主要市場（の法域）の「法律」をどのように変えていくかを抜きに事業の未来を語れない時代が来ている*2。今後、日本という法域においても同様に、リーガライゼーションを法律家に期待するクライアントが急増するのも時間の問題であろう*3。なぜな

※本稿における意見は個人の見解であり、所属する団体又は組織の見解ではありません。
*1　現在はサンフランシスコ市内を拠点にする有力ITベンチャーが増えており、シリコンバレーでは地理的にうまく包含できないため「ベイエリア」と呼称していると教わった。
*2　筆者がAirbnbの組織内弁護士になったのは2015年8月（約3年前）。当時、Airbnbのアジア太平洋地域（日本、韓国、中国含む東アジア一帯、東南アジア一帯、インド・パキスタン含む西アジア、更に豪州まで）には、シンガポールを拠点とする2名の弁護士しかいなかった。Airbnbでは、アジア第1号のローカル法務採用であった。Airbnbが日本マーケットに大きなポテンシャルをかなり早い段階で見出し、リーガライゼーションのために法務に投資したと考えている。
*3　近時、大手渉外法律事務所が専門の「ラボ」を立ち上げた。これは、リーガライゼーションの外部法律事務所での本格的なサービス化といえよう。今後、他の大手渉外法律事務所やIT系のベンチャーをサポートするブティック型法律事務所でも同様の専門チームの立ち上げや関連する法令・実務の研究が進むと思われる。

ら、第1に、「未知のテクノロジー」と「過去に制定された法律」とのかい離が広がり、両者の衝突のタイミングの到来が、一層早くなるからである。第2に、インターネットサービスは常に「グローバル」であり法律は永遠に「ローカル」であることも見逃せない。グローバルにデザインされ稼働しているサービスを変えるか、ローカルな法律を変えるか、時に二者択一となるだろう。私は、サービスを法域毎に多少のローカライゼーション（現地化）することはあるとしても、シェアリングエコノミーなどサービスの本質構造そのものを否定するローカルな法律を受け入れることは困難であり、結果的に、「過去に制定された法律」をバージョンアップする選択肢が最適解になると想像している。

例えば、第二次世界大戦後の混乱がまだ続く1948年（70年前）に成立した旅館業法の立案担当者は、当時、インターネットを見たこともなければ、人々が片手にスマートフォンを持って超高速ネットワーク通信を用いて国境を越えたリアルタイムコミュニケーションを成立させる時代の片鱗すら感じたことはなかった。

「Legalization（リーガライゼーション）」とは何か？―それは、①過去一時点までに集積された立法事実に関しえい智を結集した「法令」と現代の「イノベーティブ（革新的）なサービス」が対面し、②両者が衝突し、③「法令」が現代の立法事実を踏まえてバージョンアップされ、④結果として、過去の「法令」では「グレー」であったサービスが「白」として法律に取り込まれていくプロセス、と説明を試みることができるかもしれない*4。

リーガライゼーションは、今後も、無限に発生し続けていくと考えると、私達弁護士にとって、大きな職域拡大の大鉱脈が眠っていることが容易に想像できる。

2 住宅宿泊事業法の本質とリーガライゼーション

ところが、「大鉱脈」を前にして、何が問題の本質なのかを見逃している新聞報道や言説が多いと個人的に感じている。

住宅宿泊事業法を皮相的に解説すると、「住宅に宿泊させる事業（ホームシェアリング）のための新しい法律」「オリンピックに向けた宿泊施設の拡充のための法律」になるのである。しかし、本稿では、かかる皮相的な解説と距離を置き、過去にも日本の法令が直面していながらやや見逃され続けていた、「業規制」と呼ばれる法律のデザインの問題にまで踏み込んで、シェアリングエコノミーの本質とリーガライゼーションについて、数点、私見を述べたい。

第1に、「シェアリングエコノミー」がパワーワード化し、いつのまにか伝統的な「貸し会議室」サービスすら経済新聞の紙面において「シェアリングエコノミー」と呼ばれているのが昨今の状況である*5。シェアリングエコノミーだからこうである、という演えき的な分析は往々にして同床異夢であり、シェアリングエコノミーが定義されていないことがほとんどである。

第2に、パワーワード自体にとらわれず、ホームシェアリングを参考にシェアリングエコノミーの本質を見ると、どうやら、「お客様へのアクセス」がキーポイントになることが見えてくる。例えば、20年前に3週間米国に出張に行って自宅を空けた場合、自宅を外国人旅行者（潜在的なお客様）に「アクセス」することは非常に難しかった。少なくとも、費用対効果の点で経済的に全く割に合わなかった。3週間の貸出しのために、世界中の主要な旅行雑誌に広告を打つ人はいないだろう。また、友人に成田空港で「空き家あります、3週間滞在可、500ドル」とボードを掲げてもらったところで誰が泊まるというのか。他方で、人的物的資本を有するホテルは、旅行代理店と組み、

*4　誌面から目を上げて30秒ほど沈思黙考してみたい。「2018年に成立した法律」をもって「2080年に新しく生まれたサービスを規制する」―このように置き直してみると、なんだか無理矢理かつ荒唐無稽なアプローチであることが分かる。立法事実も変わっているに違いない。一例として、2080年の日本の人口は6,000万人を割り込むという予想すらある。「2018年に成立した法律を一切変えることなく、2080年に新しく生まれたサービスを実効的に規制し発展させられる」と断言する法律の専門家は多分いないと思う。

*5　パワーワードと述べたものの、私の誤解かもしれないが、もはや、米国では既に「シェアリングエコノミー」は賞味期限が切れた（切れる直前の）言葉になっており、やや陳腐化した言葉になっていると聞いたことがある。これは、シェアリングエコノミーというゆらぎを内包する言葉からは演えき的に個別具体的な回答というものが生まれないからかもしれない。

自社のブランドを様々な手法で高め、お金をかけてネットワークを構築し、その結果、ようやくお客様にアクセスすることができた。それが、21世紀においては、インターネットとスマートフォンにより、空いている部屋と空いている部屋を探している人とがリアルタイムでお互いを探せるようになった。以上のように、シェアリングエコノミーの本質は、これまで会社や事業者として人的物的資本を投下して「お客様へのアクセス」を独占してきた者から、一般の個々人が等しく「お客様へのアクセス」を得る手段を得たことにあるのではなかろうか。

第3に、第2で述べた「お客様へのアクセス」を誰が持つかを踏まえると、従来の許認可等の「業規制」のデザインが理にかなったもので「あった」（過去形）ことが分かる。すなわち、法律の目的を達成するためには、基本的に、人的物的資本を投下して「お客様へのアクセス」を独占してきた者（会社や事業者）をシンプルに狙って規制すれば良かった。また、許認可制は、許認可取得のための初期コスト投下を強制させることにより、「お客様へのアクセス」を独占していた伝統的企業等を選別可能にし、結果として、一般の個々人が、何かのついでに余剰している時間・モノを（対価を得て）共有することを妨げてきた。ただ、妨げたところで、もともと「お客様へのアクセス」を持たない又は経済的に割の合わない個々人は、最初からやる気もやれる方法もなかったのだから問題が顕在化しなかっただけにすぎない*6。

第4に、上記のような本質に照らすと、Airbnb社が2015年当初より提唱していた、「宿泊」をさせる同じ態様でありながら、「態様」を細かく区別し、規制に比例して緩急をつけるルールが設けられた点が、シェアリングエコノミーの本質を踏まえた、住宅宿泊事業法の最も特筆すべき点であると評価できる。許可制が、年180泊（日と規定されるが、日の算定方法を参照されたい―実質は「泊」である）以内であれば「届出制」となった点が、シェアリングエコノミーとの関連では、「お客様へのアクセス」に注目したパラダイムの転換といえるのである。

3 次のシェアリングエコノミー規制検討のための試論

前述の第1から第4を踏まえると、次のシェアリングエコノミーのリーガライゼーションを試みる場合、法律家が住宅宿泊事業法を参考に思考すべきは、

①既存の法律が「お客様へのアクセス」を独占してきた者のみを取り扱えば良かった「過去」の時代のものではないのかの検討

②①の規制（許認可含む）は「お客様へのアクセス」を解放された一般の個々人（特に、年中かかる事業を本業として営む者ではなく時々する者）が、規制遵守のために資本を投下することが現実的といえるかの検討

③②がNOである場合には、住宅宿泊事業法の「泊数制限」を手掛かりに、どのような分水れいを設けることで法律の目的を達成しつつも、簡単で一般の個々人が遵守できる法律を設計できるのかの検討

であると考える。住宅宿泊事業法の改正にあたっては、上記のような本質に全く触れられていない旅館業法の解釈適用のみに終始した議論が多くなされていた（例：反復継続して自宅を貸し出した場合には旅館業法違反のおそれがある）。今後、法律家は、「過去～現在」の法令解釈の集積を述べるにとどまらず、上記試論で述べた構造に遡り、むしろ、新時代の法律の大小のデザインまで具体的に提唱できることが重要になってくるかもしれない。行政官（立案担当者）に対して対案を示し、法曹間で複数の対案・見解が提示され議論する技術等の研究が近時活発的に行われていることも見逃せない*7。

*6 住宅宿泊事業法が制定されるまでの間、日本政府は、70年前の旅館業法という業規制（許可制）を個々人に遵守させようと万策試みたが成功しなかった。僅かな手直し（例えば、客室の延床面積は最低33㎡必要であった規制を3.3㎡/人で足りるという施行令の改正など）でこの問題が抜本的に解決できると本気で信じていた節がある。「お客様へのアクセス」を独占してきた者から、一般の個々人への「お客様へのアクセス」の大転換をずっと見逃していたのかもしれない。

*7 日本組織内弁護士協会（JILA）においては、数年前からパブリックアフェアーズ研究会が立ち上げられており、官公庁の行政組織内弁護士経験者や日米のインターネットサービスの世界大手事業会社の弁護士ら、筆者のような国内外のベンチャー系の組織内弁護士ら、国内の伝統的な企業の弁護士らなど多彩なメンバーが様々な研究を行っている。詳細は https://jila.jp/group/study9.html

スキルシェアサービスに関する法的規制とその注意点

石原 一樹（65期）
●Kazuki Ishihara
当会会員

〈略歴〉
2012年　弁護士登録（当会会員）
2013年　ヤフー株式会社に入社
2015年　ホーガンロヴェルズ法律事務所に移籍し、東京オフィス独立に伴い窪田法律事務所に移籍
2017年　Seven Rich法律事務所を設立
（株）ココナラ及び（株）ミラティブ社外監査役

現状、日本においてシェアリングエコノミーサービスを展開しようとしても、シェアリングエコノミーサービスそのものを直接の対象として規制する法律は存在しません。しかしながら、個々のシェアされるサービス・商品に関しては業法などが適用されることにより、サービス・商品を提供する個人がその規制対象となるリスクをはらんでいます。

また、サービス・商品のシェアを仲介するプラットフォーム事業者自体も規制対象となるケースもあり得るため、消費者保護と革新的事業の促進という観点からバランスをとりながらいかに自主的に適切な運営をしていくことができるかが求められてきます。

そこで、シェアリングエコノミーサービスのうち、目に見えないスキルをシェアするサービスを展開するにあたって検討しなければならない法的な規制や、運営にあたって注意しなければならない点について整理したいと思います。

1 シェアリングエコノミーサービスとは

まず、シェアリングエコノミーサービスの定義については、法律で定められておらず、明確な定義は存在しません。いわゆる典型的なシェアリングエコノミーサービスの類型としては、個人が持つ特定の商品や役務（サービス）を誰でも簡単に売り買いできるようなプラットフォーム型のサービスが挙げられます。

もっとも、当該プラットフォームで取り扱われる商品や役務は幅広く、多種多様なものが取り扱われる傾向にあります。

官邸主導の検討会では、「シェアリングエコノミーサービス」の定義について、「利用されていないスペース、モノ、スキルなどを短期的に提供したい不特定多数の一般個人と、これらの利用を希望する不特定多数の一般個人との間を仲介し、個人の遊休資産等の共用を実現するサービス」と定義されています[*1]。CtoCが前提とされることが多いですが、BtoCやBtoBであってもこの定義には含まれるものと考えられます。

そのため、本稿ではもっと広い概念として、「スペース、モノ、スキルなどの遊休資産等を、インターネットを介して共用し合う」といった意味で使用したいと思います。

また、シェアリングエコノミーと聞くとそれ自体新しいように思われがちですが、共用することが想定されるスペース、モノ、スキルは、決して真新しいものであるわけではありません。スペース、モノ、スキルそのものは、既に存在していることが多く、そしてその利活用方法も既存の方法として存在しており、決して新しいわけではありません。

ただ、インターネットを介して特定又は不特定の他者と共用することができるようになった、という点でのみ新規性を有すると考えられます。

*1　http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/pubcom/chuukanseiri.pdf

2 シェアリングエコノミーサービスそれ自体への法的規制

共用される遊休資産等が新しいわけではないため、既存のスペース、モノ、スキルの利活用にあたっては、その分野や業種ごとに業法など、提供される既存の規制が存在する場合があり、多くの場合は当該規制の枠組みで判断検討することになります。

特に、有体物としての商品であれば、売買契約や賃貸借契約などで整理することができるため、取り扱う商品にのみ着目すれば済むことが多いですが、無体物としてのサービスやスキルに関しては、多角的な検討が要求されます。

プラットフォーム事業者は、既存のスペース、モノ、スキルを利活用する主体ではなく、マッチングの機会を提供するだけである場合、いまだ特定の業法によって一般的に適用され得る規制が存在している状況ではありません。

例えば、マッチングする機会を提供するプラットフォーム事業者として当該遊休資産等を取り扱うことそれ自体が何らかの業法や規制に服する場合もあれば、遊休資産等の取引を仲介することが規制される場合もあります。「仲介」というと、典型的には、旅行の予約サービスやローン（金銭の貸借）の紹介勧誘サービスのような、媒介行為（法律行為の成立に尽力する事実行為）に対する規制をしている場合が想定されますが、プラットフォーム事業者の提供するサービスやスタンスによっては、法的な意味で「媒介」をする場合もあれば、「媒介」に至らない程度の関与にとどまる場合もあり得ます*2。

3 シェアリングエコノミーサービスで取り扱われるサービスの取引に着目した規制

以上のように、直接かつ一般的な規制が存在しないシェアリングエコノミーサービスですが、そこで取り扱われる商品や役務に関しては、従前から存在しており、既存の規制が適用され、その枠組みで考えることができます。シェアリングエコノミーサービスにしたからといって、そういった規制がかからなくなるということにはならないと通常は考えられます。

そのため、プラットフォーム事業者としては、自己が提供することを考えているプラットフォームにおいて、いかなるサービスを取り扱うのかを決めることが重要であると考えます。

例えば、ライドシェアのようなサービスは、サービス提供者に道路運送法による規制がありますし、弁護士など専門家を紹介するサービスは弁護士法による規制がありますが、他方で、家事代行や事務代行のサービスは特段の規制がないなど、個々の取引、提供されるサービスに着目して検討することが必要になります。

もっとも、家事代行といっても、業務を細かく分析していくと、介護や保育も含まれるとなると、人間の身体の安全性に影響がある業務が含まれていることになります。規制がないからといって、どのようなサービスも許容して良いか、という点は別途検討が必要です。

このように個々の取引に合わせてサービス提供者が合法かつ円滑に取引をすることができるように、必要・有益な機能を提供するということも検討する必要があります。

また、CtoCサービスの場合は、特商法の表示義務があるのか否か、当事者が源泉徴収義務を負う取引なのかどうか、といった点からもサービス設計を考える必要があります。

4 スキルシェアのプラットフォーム事業者が安心安全な取引のためにすべきこと

個々のシェアリングエコノミーサービスで検討する法律は上述のとおりではありますが、それがストレートに適用される場面であるのか否か、という点は、プラットフォーム事業者

*2　例えば情報を集約して掲載しているだけの情報提供サイトの場合、関与の度合いが低く、媒介に該当しない可能性が高いと考えられます。

はもちろん、監督官庁ですら明確な解釈が見い出せていない状況にあるといえます。

この点について、シェアリングエコノミー検討会議の「中間報告書」*3では、プラットフォーム事業者が弁護士等専門家のアドバイスをもとに法律をよく理解して、「業として」行っていないという範囲を合理的に定めて、サービス提供者がその範囲に収まるようにプラットフォームをうまくデザイン、運営すればそれで良い、という趣旨の報告をしています。

このことから、プラットフォーム事業者は、自社が提供するシェアリングエコノミーサービスについて、サービス提供者がこのプラットフォーム上でサービスを提供することが違法ではない、ということを説明できるだけの論理を保持しておく必要があると考えられます。そして、いかに合理的かつ安心安全な取引を促進することができるのか、について説得的な説明ができる限りにおいては、監督官庁としても過度に、かつ積極的に禁止する方向へはもっていかないという方針を示しているものであると考えます。

5 まとめ

前述のような個別の規制の有無による検討にとどまらず、マッチングする機会（プラットフォーム）の提供という点に関し、詐欺的行為や違法・悪質な取引が行われないよう、監視することも必要になると考えられます。監視の仕組みも、プラットフォーム事業者がパトロールするのか、当事者同士で評価させる仕組みを導入するのかによって対応方法は異なってきます。シェアリングエコノミーサービスの中には、相互レビューといって、サービス提供者もサービス受領者も評価されることを多くすることで、サービスのクオリティを向上させるという意図もあるようです。

加えて、認証制度など法律ではない枠組みにおいて客観的に安全性が担保された仕組みを取り入れていくことである種のお墨付きをもらうことも必要になってくると思います。

以上から、このような特性のあるシェアリングエコノミーサービスを提供するプラットフォーム事業者として検討しなければならない項目としては、

①自身がサービス提供することについて、仲介事業者・媒介事業者として業法の規制がかかるのか、かかるとしても「媒介」といった定義に該当するのか

②サービスの取引の性質上、どこまで個々の取引に監視する必要があるのか否か

③安心安全な取引を推進するために自主的に基準を策定し、それを遵守できているのか

という点にあると考えています。これらの点に着目して考えることで、自社が提供しようとするシェアリングエコノミーサービスの本質・核となる部分が把握できるようになるのではないかと思います。

私見としては、プラットフォーム事業者に適用される規制がない、という一事をもって何をしても良い、ということではなく、規制がないからこそ、適正かつ安全な取引を生み出すようなプラットフォームにするためにはどのような仕組みが必要であるのか、取り扱うサービスの特性を把握し、特性に応じた法的スキームの設計をすることが肝要であると考えます。

*3　内閣府主催の検討会議（2016年11月）